



島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第35号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	（中 小 企 業 課）	2
島根県企業立地促進資金融資要綱の一部改正	（ ” ）	4
島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の一部改正	（ ” ）	4
島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正	（ ” ）	5
島根県環境資金融資要綱の一部改正	（ ” ）	5

告 示

島根県告示第162号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条第6号中「、負債金額（金融機関からの借入金額を除く。）が概ね5,000万円以上で、かつ」を削る。

別表一般融資の部一般設備資金の項を次のように改める。

一般 資金	中 小 企 業 者、組合又は 中小特定非営 利活動法人で あって、次に 掲げる施設・ 設備の改善を 行うため資金 を必要とする もの又は運転 資金を必要と するもの (1) 工場、店 舗、倉庫等 の建物の新 築、増築、 改築又は改 装 (2) 事業の用 に供するた めの既存建 物の取得 (3) 構築物、 機械、装置 等の新設、 増設、更新 又は改造	設備 資金 80,000,000 円 運転 資金 50,000,000 円	年1.75 パーセ ント	年1.60 パーセ ント	設備資金 12年以内 運転資金 7年以内	設備資 金 1年以 内据置 き 元金均 等月賦 運転資 金 6箇月 以内据 置き 元金均 等月賦	法人 1人以 上 個人 原則と して不 要	取扱金 融機関 又は保 証協会 の決定 によ る。	要 (年0.4 パーセン ト以上 1.7パー セント以 下)	商工会 議所 商工会 島根県 中小企 業団体 中央会 (以下 「中央 会」 とい う。) 島根県 商工会 連合会 (以下 「商工 会連合 会」 とい う。) 公益財 団法人 しまね 産業振 興財団 (以下 「産業 振興財 団」 とい う。)	普通銀行 株式会社 商工組合 中央金庫 (以下 「商工中 金」とい う。) 信用金庫 信用協同 組合(以 下「信用 組合」と いう。) 農業協同 組合(以 下「農 協」とい う。) 漁業協同 組合JF しまね (以下 「JFし まね」と いう。)
----------	---	--	--------------------	--------------------	-------------------------------	---	---	---	--	---	--

別表一般融資の部一般運転資金の項を削り、同部小規模企業特別資金の項中「年1.60パーセント」を「年1.50パーセン

ト」に、「年0.4パーセント以上1.7パーセント以下」を「年0.2パーセント以上1.5パーセント以下」に改め、同部小規模企業育成資金の項中「年1.75パーセント」を「年1.65パーセント」に、「年1.60パーセント」を「年1.50パーセント」に、「年0.4パーセント以上1.7パーセント以下」を「年0.2パーセント以上1.5パーセント以下」に改め、同表特別融資の部創業者支援資金の項中「年1.65パーセント」を「年1.55パーセント」に、「年1.50パーセント」を「年1.40パーセント」に改め、同部再生支援資金の項中「年2.45パーセント」を「年2.35パーセント」に、「年2.30パーセント」を「年2.20パーセント」に改め、同部経営革新支援資金の項中「年1.55パーセント」を「年1.45パーセント」に、「年1.40パーセント」を「年1.30パーセント」に改め、同部人にやさしい環境整備支援資金の項中「年1.55パーセント」を「年1.45パーセント」に、「年1.40パーセント」を「年1.30パーセント」に改め、同部買物の場整備支援資金の項中「年1.55パーセント」を「年1.45パーセント」に、「年1.40パーセント」を「年1.30パーセント」に改め、同部おもてなし処整備支援資金の項中「年1.55パーセント」を「年1.45パーセント」に、「年1.40パーセント」を「年1.30パーセント」に改め、同部収益体質強化資金の項中「年1.55パーセント」を「年1.45パーセント」に、「年1.40パーセント」を「年1.30パーセント」に改め、同部経営改善長期借換資金の項中「年1.85パーセント」を「年1.75パーセント」に、「年1.55パーセント」を「年1.45パーセント」に、「年1.70パーセント」を「年1.60パーセント」に、「年1.40パーセント」を「年1.30パーセント」に改め、同部経営力強化支援資金の項中「年1.55パーセント」を「年1.45パーセント」に、「年1.40パーセント」を「年1.30パーセント」に改め、同部海外展開支援資金の項中「年1.55パーセント」を「年1.45パーセント」に、「年1.40パーセント」を「年1.30パーセント」に改め、同部円安等対策資金の項中「円安等対策資金」を「経営安定化対策資

(3) 原材料価格高騰等の影響により、最近1か月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比して減少しているもの

(4) その他中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第2条第5項に規定する特定中小企業

金」に、

「

(3) 原材料価格高騰等の影響により、最近1か月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比して減少しているもの

」

に、「年1.55パーセント」を「年1.45パーセント」に、「年1.40パー

者のうち、
同項第5号
に該当する
ことについ
てその住所
地を管轄す
る市町村長
の認定を受
けたもの

」

セント」を「年1.30パーセント」に改め、同部経営改善サポート資金の項中「年1.85パーセント」を「年1.75パーセント」に、「年1.70パーセント」を「年1.60パーセント」に改め、同表緊急融資の部セーフティネット資金の項中「保険法」を「中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）」に、「年2.15パーセント」を「年1.45パーセント」に、「年2.00パーセント」を「年1.30パーセント」に改め、同部災害復旧資金の項中「年1.55パーセント」を「年1.45パーセント」に、「年1.40パーセント」を「年1.30パーセント」に改め、同表の注の1中「円安等対策資金」を「経営安定化対策資金」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成29年4月1日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第163号

島根県企業立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第718号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条第2号中「1.00パーセント」を「0.90パーセント」に、「1.15パーセント」を「1.05パーセント」に改める。

附 則

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱の規定は、平成29年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第164号

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第719号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2号中「第2条第2号から第4号まで」を「第2条第2号から第5号まで」に改める。

第5条第2号中「1.00パーセント」を「0.90パーセント」に、「1.15パーセント」を「1.05パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、平成29年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第165号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年島根県告示第451号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第6条第1項第1号中「1.00パーセント」を「0.90パーセント」に、「1.15パーセント」を「1.05パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、平成29年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第166号

島根県環境資金融資要綱（平成11年島根県告示第251号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中小企業者の項中「1.55パーセント」を「1.45パーセント」に、「1.40パーセント」を「1.30パーセント」に改め、同表中小企業者以外の企業の項中「1.40パーセント」を「1.30パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱の規定は、平成29年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。